

消費生活に関する相談は消費生活センターへ！

松伏町消費生活センターでは、買い物や商品の苦情、契約に関するトラブル、悪徳商法、架空請求、多重債務など、幅広い消費生活に関する相談の解決をお手伝いします。

専門の知識を持った消費生活相談員が、問題解決のための助言やあっせんなどを行います。

消費生活に関することで困った時、迷った時は、小さなことでも一人で悩まず、お気軽にご相談ください。個人情報、相談内容等の秘密は厳守します。

■相談日／月～木曜日(祝日を除く。)

■時間／午前10時～正午、午後1時～4時

■場所／役場第二庁舎1階消費生活センター

■費用／無料

■相談員／消費生活相談員

■相談方法／来庁又は電話。予約はお受けしていません。

相談中の場合は、お待ちいただくことがあります。



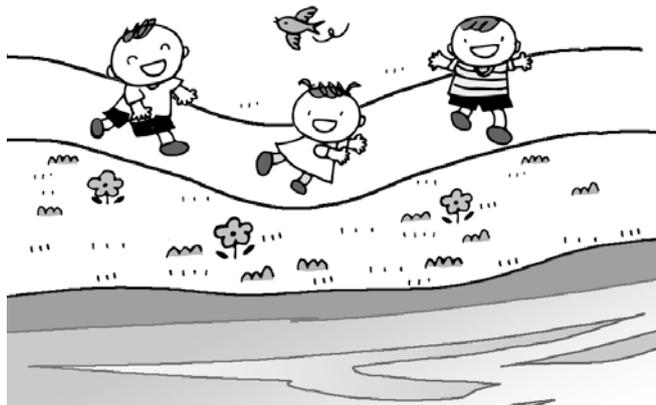
まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／土木担当☎991-1823

川のまるごと再生プロジェクトについて

町の西側を流れる大落古利根川が、埼玉県が実施する「川のまるごと再生プロジェクト」事業に選ばれ、平成24年度から平成27年度までの4年間で、水辺の再生に取り組みます。

今後は、地域住民の代表者、町及び県の関係者により水辺再生メニューの提案等を行い、新たな遊歩道の整備や休憩施設等の整備を予定しています。



小嶋だより

問合せ／松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
福祉健康課社会福祉担当☎991-1874

民生委員・児童委員はいつもそばにいます

～広げよう、地域に根ざした思いやり～



民生委員・児童委員は、地域社会での孤立・孤独をなくすように、また、児童の見守りと地域の安全で安心なまちづくりのお手伝いをしています。

町民と行政のパイプ役として、地域住民の立場にたって、秘密を守り活動しています。一人で悩む事なく、各担当地域の民生委員・児童委員に、気軽にお声をかけてください。

民生委員・児童委員の活動やお知らせは、「広報まつぶし」に年7回(5月・6月・7月・9月・11月・12月・2月)掲載しています。

また、子育て支援事業(7月七夕会と12月クリスマス会)も実施しています。